

## 2023年度 第3回理事会次第

日時：2023年8月27日（日）10:00~12:00

会場：千葉県社会福祉センター3階 中会議室2

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題→議長は会長

(1) 会長と三役会からの報告

- ・経営戦略会議について
- ・事務局体制について
- ・談話室の進め方について
- ・外国人の生存権を求める裁判について

(2) 議事

- ・新入会員の承認について
- ・選挙管理委員の公募状況について
- ・各委員会委員の追加承認について
- ・ぱあとなあ規程改正について
- ・事業計画 予算提出 11月末（白井）  
予算ヒアリング 1月21日（日）13:00~15:00
- ・高齢者虐待研修の協力
- ・保険証廃止に対する声明について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

5. 閉会

次回理事会予定

2023年度第4回理事会 2023年11月5日（日）10:00~

場 所 千葉県社会福祉センター3階 中会議室1

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-第3回理事会資料
- ② 別途ダウンロード - 7月新入会(9名)、8月新入会(6名)(内、キャンペーン対象2名)報告

【理事会議事・承認依頼1】

- ① 新入会および転入報告：7月新入会(9名)、8月新入会(6名)(入会年度内30歳以下2名含む)、  
について、理事会の承認を求めます

参考：

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

【理事会報告】

千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募結果について

2023年(令和5年)8月から2025年(令和7年)6月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理委員会委員の公募について、結果を報告する

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2023年6月26日～2022年8月26日

【活動報告】

- 7月 1日(土) 生活困窮事務者ネットワーク
- 7月 7日(金) 福祉と司法のキャラバン市川浦安実行委員会打合せ
- 7月 8日(土) 世話人会
- 7月22日(土) 司法福祉委員会基礎研修挨拶
- 8月 1日(火) 外国人の生きる権利を訴える裁判傍聴
- 8月 1日(火) 外国人の生きる権利を訴える裁判報告会
- 8月 9日(水) 福祉と司法の連絡会
- 8月10日(木) 三役、ばあとなあ意見交換会
- 8月15日(火) 福祉と司法のキャラバン市川浦安実行委員会打合せ
- 8月17日(木) 福祉と司法のキャラバン市川浦安実行委員会打合せ
- 8月20日(日) こども若者アドボカシーイベント
- 8月22日(火) 三役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2023年7月1日～2025年6月30日 鴨川市社会福祉協議会  
安房地域権利擁護推進センター運営委員候補者 川名 真啓氏
- 2023年7月1日～2025年6月30日 鴨川市社会福祉協議会  
成年後見制度利用促進マッチング会議委員 橋本 道子氏
- 2023年度 印西市企画政策課 印西市いじめ問題再調査委員会委員 高田 俊彦氏

【後援・協賛】

- 2023年9月2日 特定非営利活動法人リンク 特別勉強会「どうする!!身寄りのない人の支援」 後援
- 2023年11月5日 千葉県がん患者大集合2023実行委員会 「千葉県がん患者大集合2023」 後援
- 2023年11月12日 千葉県歯科医師会  
「ちば県民いい歯とお口の健康ウイーク ～いい歯のイベント2023～」 後援

◇その他の活動

- 2023年6月28日(水) 日本社会福祉士会 2023年度 都道府県士会体制整備支援連続勉強会  
遠坂貴志氏、梶原幸夫氏、白井正和氏、市原久夫氏、秦野隆治氏、大藤康弘氏、根本優子氏、  
飯田義也氏、古澤肇氏、吉武美樹氏 出席
- 2023年7月24日(月) 千葉県健康福祉部健康づくり支援課  
令和5年度第1回千葉県地域リハビリテーション協議会 松本 友寿氏出席
- 2023年7月31日(月) 市川市福祉部地域包括支援課  
市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議 吉武 美樹氏出席

- 2023年8月7日(月) 千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
第2回千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会 谷口 さなえ氏出席
- 2023年8月9日(水) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター  
第4回 成年後見制度利用促進 都道府県交流会 古澤 肇氏出席
- 2023年8月17日(木) 千葉県社会福祉協議会 千葉県ボランティア・市民活動センター  
令和5年度 千葉県災害ボランティアセンター連絡会 第2回定例会 服部 明氏出席
- 2023年8月27日(日) 日本社会福祉士会 高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会 (ZOOM)  
岡本 崇広氏、滑川 里美氏出席予定
- 2023年10月29日(日) 習志野市社会福祉協議会 令和5年度 習志野市福祉ふれあいまつり  
山本 誠一氏参加予定
- 2023年9月5日～10月19日 千葉県社会福祉協議会 後見支援センター  
後見制度利用促進地区別意見交換会：9月5日(館山支部)-遠坂貴志氏、9月13日(市川出張所)-吉武美樹氏、9月20日(松戸支部)-古澤肇氏、9月21日(佐原支部)-根本優子氏、9月29日(一宮支部)-遠坂貴志氏、10月10日(佐倉支部)-堀越広喜氏、10月11日(千葉家裁本庁)-石橋大輔氏、10月13日(八日市場支部)-白井正和氏、10月19日(木更津支部)-梶原幸夫氏 出席予定
- 2023年7月19日(水) 千葉県危機管理政策課 災害救助法等事務担当者会議 欠席
- 2023年8月2日(水) 千葉県防災危機管理部  
九都縣市合同防災訓練(千葉県会場)に係る第3回全体会議 欠席
- 2023年8月24日(木) 千葉県社会福祉協議会 千葉県新地域支援事業推進協議会  
生活支援体制づくりに係る情報交換会 欠席

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

8月22日現在正会員:1,632名 (新入会:15名、転入:3名、退会0名、転出0名、)  
準会員3名、賛助会員2名

2023/4/1 会員数	1,540							
各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2023年4月	1,584	44	0	0	0	0	0	キャンペーン該当3名
2023年5月	1,610	28	0	-2	0	0	0	キャンペーン該当2名
2023年6月	1,614	4	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年7月	1,623	9	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年8月	1,632	6	3	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
合計		91	3	-2	0	0	0	キャンペーン該当 8名

## 企画部会

### 【報告事項】

#### ア 中央ブロック合同地域集会 PSW 協会打合せ

日時：8月17日 19:30～20:30

参加者：社会福祉士会 山口、服部、床井、小倉 PSW 片山、安藤

趣旨：R4年度、PSW協会から、社会福祉士の各世話人に中央ブロック（千葉市、市原市、茂原市、四街道市、長柄町、長南町）と一緒に地域集会をやろうと提案があり、昨年度は、徐々に顔合わせ、R5年度には具体化しようと打合せを行った。

#### 議論の要点

- ・家族を支えるという視点だと複合的な課題を抱える世帯への支援を通じた、社会福祉士、精神保健福祉士の連携が見えるのでは（例 ヤングケアラー、8050）
- ・全員が一事例の悩んだポイントを用意してくるということを宿題にしてもよいので
- ・固いテーマ設定にせずヤングケアラーについて思うこと等柔軟な設定の方が参加者が話しやすいか

次回：9月7日（木）19:30～ オンラインで打合せを行うことに

#### イ 世話人就任状況

##### (1) 地域集会を企画したい人募集

###### ① 印西在住

地域世話人につなぎ、まずは、次回地域集会へ声掛け

###### ② 木更津市

若い世代で地域集会を企画したい。世話人は不在であり、総務委員長を世話人とし事業計画申請を事務局と調整

##### (2) 地域内での調整

佐倉八街四街道 藤井佳奈（企画部会員）世話人就任

#### ウ 地域集会

##### 《実施》

###### 【柏・我孫子・野田・流山地区】

###### 第95回『福祉道場』

日時：7月19日（水）19:00～21:00

会場：『九州の旨かもん旨か酒 くすお 柏店』

「乱取り 帰って来た宴編」

参加者：15名

##### 《予定》(8/19時点)

###### 【拡大地域集会】

「こどものために」から「こどもとともに」歩む地域社会へ～浦安・市川地域のこどもアドボカシーについて考えよう～

[浦安・市川こども・若者アドボカシー推進プロジェクト]

○日 時 2023年8月20日(日) 13:30~16:30

○会 場 浦安市民プラザ WAVE101 大ホール

○定 員 100名(先着)

○内 容

第1部:こどもの・若者の声を聴く

第2部:浦安・市川地域のこども・若者に関わる大人達の想いを語る

第3部:参加者みんなで考えるワークショップ

【千葉市地域集会】

どうする?身寄りのない人の支援

(第83回 多分野多種職種連携活動ゆるネット特別勉強会(千葉県介護人材確保対策事業))

○日 時 2023年9月2日(土) 13:30~16:30

○会 場 千葉県社会福祉センター2階 研修室A(千葉市中央区千葉港4-5)

【袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市在住・在勤の皆様 君津圏域地域集会】

イ②問い合わせから企画実施に発展

現場とちいきづくりに生きる「新時代へ」今の地域に必要な福祉を次世代へ繋げる

[共催:中核地域生活支援センター君津ふくしネット]

○日 時 2023年9月23日(土) 13:00~16:00

○会 場 木更津市金田地域交流センター(木更津市金田東6-11-1)

○内 容(目的)

「担い手不足」が課題である君津圏域において、これからの地域経済、教育、文化等社会活動の担い手である若者の興味関心を専門職等が支える仕組みづくりのきっかけとして、かつての若者であり君津圏域で共生型地域づくりに先駆的に取り組んできた方(NPO法人コミュニティワークス代表:筒井啓介氏、NPO法人井戸端介護代表:伊藤英樹氏)へのインタビューを通じて共有し、立場や世代を超えた対話を重ねることで登壇者と参加者が共にエンパワメントされる機会とする。

【理事会決議・承認依頼事項】

・ なし

## R5 下半期 理事会 + 経営戦略会議 + 談話室等スケジュール

	日時	場所	内容
理事会③	8月27日(日) 午前	千葉社福C	
談話室③	8月27日(日) 14～15時半	千葉社福C	しゃべり場 + 5年後の自分と会の取り組み
経営戦略①	9月13日(土) 19～20時半	オンライン	5年後の会の取り組み
経営戦略②	9月28日(木) 19～20時半	オンライン	委員会・地域の再編
談話室④	10月21日(土) 午後	ベストサポート	施設見学 + カフェ 【総合相談委員会企画】
理事会④	11月5日(日) 午前	千葉社福C	
予算ヒア	11月5日(日) 午後	千葉社福C	
理事会⑤	1月21日(日)	千葉社福C	
経営戦略③ + 談話室⑤	1月●日	千葉社福祉C	R6年度重点的な取り組み
理事会⑥	3月17日(日)	千葉社福C	
談話室⑥	3月23日(日)	オンライン	就労前フォローアップ

## しゃべり場 5年後の自分と会の取り組み

In 新千葉県社会福祉センター

ひろがる つながる ネットワーク

社会福祉士が、ふらっと立ち寄り、何とはなしに語り合えたり、他の人が語り合っている話を横で聞いていたりできる場が欲しいねということで、談話室を開催しています



しゃべりたいテーマでの情報交換+5年後の社会福祉士会について意見交換

今回は、県内から多くの人材があつまり、5年後の自分と社会を支える社会福祉士の取り組みについて意見交換します

日時：8月27日(日) 14時～15時半

会費：無料

場所：新千葉県社会福祉センター3階中会議室2（千葉市中央区千葉港4-5）

参加対象社会福祉士会会員はどなたでも

【参加申込】二次元コードからフォームへ入力

参加申込入力フォーム

【申込期日】8月26日(土)

【問合せ】千葉県社会福祉士会事務局 E-mail: office@cswwchiba.com





【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	113号	114号
編集会議	8月	11月
原稿締切	9月25日	1月はじめ
入稿	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	10月末	2月末
発送	11月	3月

各委員会において、案内等を点と線に資料を同封する際は、上記のスケジュールに合わせて年間の計画を作成くださいますよう、お願いいたします。

各委員会から会員や外部団体へ配布する紙面について、点と線発行のタイミングと合わせることで、通信運搬費の削減につながります。次年度の点と線の発行予定を見ながら、発行タイミングを合わせるなどのご検討をお願いいたします。記事を事務局へ送る期限は、入稿時までです。（113号なら10月下旬〔20日頃〕まで）

2 点と線113号 記事内容

特集1 子どものためのソーシャルワーク 2p～5p

※本号の特集を契機に、毎回帯記事で子どもの支援に関する記事を掲載する。また、QRコード、グーグルフォームを活用して、会員から紙面を通じて意見を求める。

〔構成〕

(1) リード文 なぜ、この記事に至ったか 0.5p (山田)

(2) 寄稿文 (3名へ依頼)

依頼文書テンプレート

点と線112号にて「子どものためのソーシャルワーク」というタイトルで特集記事を考えています。千葉県内のソーシャルワーカーが本紙を手にとって、子どもをめぐる課題を認識できるような記事をつくっていきたいと思います。

そこで、〇〇様が子どもとのかかわりから感じた現状・課題について記事のご寄稿をお願いします。

〔依頼予定〕 (依頼担当者氏名)

SSW 県内で探す (山田) 1p

子ども食堂 おまたさん 野田市 (池原) 1p

特殊学級・発達障害 放課後デイサービス kaien 杉村さん (池原) 1p

意見募集 0.5p

(3) 会員へ意見募集 0.5p (山田)

本テーマについて、会員から意見を募集する。Google フォームにてフォームを作成し、会員から意見を頂く。

6p わ

7p 地域集会 (瀧澤→企画部会に相談して寄稿者を探す) 1p

8p こらむ 千葉刑務所の刑務官 海野さん (俵)

9p ストレートネックマン (俵でインタビュアーを探す: 江戸専小林先生) 1p

10p 基礎研修Iに参加してみました。 研修委員会 1200文字 (瀧澤から浅見委員長へ紹介を依頼)

11p 認定社会福祉士としての記事 (池原さん→朽名さん) 1200文字 1p

12p 事務局だより (俵) 1p

3 点と線 広告団体報告

●遺品整理 ●生前整理  
●ゴミ屋敷のかたづけ  
●不用品処分 ●草刈  
●その他お家の事何でも  
9時～18時 年中無休  
TEL03-6863-9826  
お気軽にお電話下さい  
おたすけ救急車

おたすけ救急車

介護保険外サービス  
福祉に強い便利屋  
グランドール  
  
とにかく何でもやります！  
☎ 080-8166-3774  
<https://benriyagrandeur.com>

グランドール

- ・収入11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向（掲載費9000円）でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

【お願い】

現在、業者より会員の反応について質問があります。各理事にお願いします。広告への反応を聞くことができましたら、瀧澤まで教えてください。

また、業務のなかで広告団体の業界を利用する機会がある場合は、候補としてご一考ください。

4 その他

今まで作業スペースとして、瀧澤のGoogleアカウントを活用して、Googleドライブにてデータの受け渡し作業を行ってきましたが、容量が80%を超え個人アカウントでの活用に限界広報部会公式のGoogleアカウントを作成しました。

アカウント名 [cswchiba.kouhou@gmail.com](mailto:cswchiba.kouhou@gmail.com)

姓名 千葉県社会福祉士会 広報部会

用途	Google ドライブ	点と線作成作業の受け渡し、作業スペース、議事録保管場所
	Google フォーム	会員への意見募集の際の入力フォーム
	Gmail	フォーム等の受け取り、やり取り等

【添付資料】

ソーシャルワーカーカフェ（出張談話室）

【報告事項】

7/25 出張談話室の打ち合わせ。

別紙議事録参照してください。8月24日松本直接見学ツアーに参加し、流れ等を確認したあと、ポスターを作成します。今回点と線に載せられないので、皆様から情報発信をお願いしていきたいので、ご協力をお願いします。

ポスターが完成したら事務局にメール送付しますので、ホームページと理事の皆様を送っていただき、発信をお願いします。

7/26 令和5年度高齢者虐待防止研修日程打ち合わせ。

今年度全ての日程が決まりました。今年度も全てオンラインで実施します。

初回初任者向けを8月31日実施予定。

8/3 高齢者虐待防止研修、県担当者交えて来年度の打ち合わせ

県担当矢野様 松本、岡本さん 平野さん 田中さん参加する。

今年度全てオンラインで、来年度もオンラインで開催するのか？

講師からは、オンラインもよいが演習等ができておらず、講義内容が伝わっているか不透明。できれば対面で行いたい意見であった。開催方法は今年度中までに明確にして、仮日程でまずは示していきたい。現任職員向け研修を3日間で実施しているが、内容を整理していくと2日間でもいいのかもしれない。カリキュラム内容を精査して今年度中に案を示したい。

今回現任者向けに、事前アンケートを取り入れる。案を作成し、8月中に委員メンバーに確認し、9月18日までに完成させる。アンケート発信は県矢野様にご協力いただき、各市町村に発信する。

10/29 習志野市福祉まつり 山本誠一さんが参加予定。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

## 談話室打ち合わせ

令和5年7月25日 参加者 松本 山口 及川 竹嶋 俵 5名

社会福祉士が気軽に話せる場がほしい。職場ではなかなか相談できない等、会のほうで何かそういう悩みや相談できる場ができないか話があり、昨年度モデルとして談話室を開催した。カフェ形式で行いたかったが、コロナ過になってしまい、主にオンラインが主流であった。

対象者が新規加入者や受験合格した、入会キャンペーンもあり30歳以下の新規入会者等、フレッシュな方々を主に対象として実施してきた。

今年度は事業計画に入れて、定期的な開催をしていく方向とした。おおむね開催日は理事会や総会にあわせて実施してきた。

今年度は総合相談委員会と研修委員会に声をかけさせていただき、一緒に企画と実施をそれぞれ1回ずつ出来ないか提案。研修委員会は予定と人員の都合上、お断りとなったが、総合相談委員会は参加の意思表示をした。

様々な社会福祉士が日々取り組みを行っている場に赴き、見学とディスカッションすることで、社会福祉士の魅力を発信と、地域共生社会への実現に向け社会福祉士がどう取り組んでいくかを探ることを目的とした。

名称も談話室から、ソーシャルワーカーカフェ（仮）とした。

初回は竹嶋さんの事業所にご協力いただき、見学と簡単な事業報告、ディスカッション形式で実施する。

10月21日（土）14時から16時30分

ソーシャルワーカーカフェ（談話室）

定員：30名程度。会員、非会員どちらも可

目的：社会福祉士同士の顔の見える化とお互い日々の悩みや相談しあえる関係性作り。

社会福祉士が活躍している現場を見学し、ディスカッションすることで、社会福祉士の魅力を発信と、地域共生社会への実現に向け社会福祉士がどう取り組んでいくかを探る

（社会の変化に伴いニーズの多様化や複雑化が顕在化してきている。制度の縦割りを超えた支援や取り組みが今後ますます必要になってくる。そのために地域共生社会の実現に向けて誰もが当たり前で地域で過ごせる地域づくりに社会福祉士がどう関わっていくか検討ができる場としていきたい。）

参加費は無料だが、ユーチューブ登録が必要。詳しくは当日説明する。

都賀駅西口集合。各事業所徒歩5分から遠くて15分程度（ツナガル、寺子屋等）

同時に我こそはプレゼンしたい、紹介して活動を共有したい方も募集する。事業分野は問わない。

8月中までにポスター作成して、広く仲間やSNS、HPを活用して広げる

（点と線は今回タイミングあわず活用できないため）

以上

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修Ⅰ Ⅱ Ⅲ について

基礎研修Ⅰ	申込受講人数	60名	令和5年9月2日より開始	集合研修	残り回数	2回
基礎研修Ⅱ	申込受講人数	36名	令和5年8月19日オンライン演習終了		残り回数	7回
基礎研修Ⅲ	申込受講人数	43名	令和5年8月20日オンライン演習終了		残り回数	5回

2) 和洋女子社会福祉士取得支援講座

令和5年7月25日に別紙の通り、和洋女子大学との打ち合わせを行い、  
現在、講師担当者会議を調整中、講座内容の意思統一を図ります。

3) JC教育研究所 模擬試験

令和5年8月下旬までに模擬試験依頼中  
点検作業も順調に進んでおります。

4) 副委員長変更について

白井副委員長が事務局長になった時点で、副委員長を同じ委員の福間勝可氏が就任しました。

5) 令和5年8月23日 19:00 コアリーダー会議開催予定 オンライン会議を開催  
議題・・・

○基礎研修ⅠⅡⅢ 来年度の開催日程について

○定期的な倫理綱領の開催固定化について 今年度から倫理綱領・行動規範の研修の開催検討

○地域共生社会の実現に向けての研修開催の有無について

改めてお願い・・・令和9月2日 基礎研修Ⅰ 各委員会の委員長の皆様へ

場所は社会福祉センター 2階研修室C 集合研修となります。

【理事会決議・承認依頼事項】

令和5年7月25日(火) 19:00~20:15

オンライン会議

和洋女子大学 参加メンバー：板倉香子先生 二宮裕子先生 高木憲 先生  
千葉県社会福祉士会 参加メンバー：吉田志保様 宮本哲男様 浅見雅人様  
欠席者 福間勝可様

#### 1、 昨年の傾向について

合格者 約20名中 7名合格であった。卒業生から特別講座の感想を聞いたところ、『各講師の方々ポイントを絞って説明してくれて、そのポイントが本試験に出題したのでとても助かった』『勉強するモチベーションを上げることができた』などの高評価であったとの事。ただ、合格率が10名満たない現実であると、この講座の意義が問われることも事実であるとの事。

#### 2、 和洋女子大学内での受験対策について

一問一答と過去問(中央法規)をこなし、レビューブックを活用しながら、問題を解いていく方法を続けている。ただ、レビューブックはポイントを押さえているだけであり、しっかり理解できている学生は問題ないが、勉強が遅れている学生は、読んでも文章の意味がわからないとの事。そのため、できる学生に特化して受験対策を行っている現状がある。

#### 3、 今年度(2023年度)のやり方について

去年はパワポ又はワードどちらを使うかは講師の判断に任せていたが(なるべくパワポでお願いという程度)今年度、講義はすべてパワポに統一する。尚、昨年講座全体を動画で撮ることを考えたが、声が聞き取りにくい問題があり、今年度はパワポの画像のみ画面を固定し、講師はマイクを必ず使用することにする。講義のみでなく、過去問の一問一答を活用する。

#### 4、 2023年度 実施講義内容について

和洋女子大学側と話し合い 下記の内容で大筋決定・・・

##### 1、 講義は60分

過去問(一問一答)全20問【問題解く10分 回答解説20分】 合計90分

##### 2、 講師は自己のパソコン持ち出し正式にOKとする。(いままで各講師の判断であった)

ノートパソコンのない講師は大学で準備を検討する。←再度確認

##### 3、 過去問題を分解して一問一答を作成してもらう。20問○×方式

##### 4、 回答解説に時間をかける。

##### 5、 昨年同様にポイントを絞った説明を行う

##### 5、 和洋女子大学より日程について

例年10月~12月の予定であるが、1月上旬まで伸ばしても問題ないと考えているとの事。基本は火曜日の午後で固定している。一日2つの講義 1つの講義90分 計180分となる。後日、和洋女子大学から仮日程を送ってくれることになった。

## 【報告事項】 2023年度 第3回・4回ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2023年7月24日（月） 15：00～17：00 千葉県社会福祉センター

◆ 【委員長】 古澤 【副委員長】 四ノ宮、石橋

安藤 越後谷 岡元 木岡 朽名 倉下 長尾 長友 吉田 助川（協力員） 遠坂（協力員）  
大畠（協力員） 飯田 堀越（オンライン） リーガルサポート：吉留

◆ 欠席 大浦 太田 小川知

### 【報告事項・協議事項】

#### 1. 委員長、副委員長より

◎事務員 松中さん紹介→会議参加者の交通費確認

◎ぱあとなあニュースでお知らせ

①受任会費と2022年度の研修費用のお知らせ 不明な点等の確認は、8月いっぱい。

②9月に入ったら受任会費と研修参加費の決定通知書を郵送

③9月27日、受任会費と研修参加費を口座引き落とし

◎苦情相談 2件

①登録員の苦情相談 関係機関からの後見人の交代希望

後見支援センターより 相続の手続きをしてくれない →家裁へ情報提供

②関係機関(某市、相談支援専門員)より登録員の苦情相談 交代希望 →現在、調査中

①の件について、本日までに、面接実施のため四ノ宮氏から該当登録員に2回荷電するもつながらない状況。別のケースで該当登録員に対し、後見事務が適切に行われていない為、職権により追加選任がされている。2月より関係機関からの苦情により、三役が介入し、支援調整を行っている。

三役で、今後、登録員規程類の改定が必要であると評価（助言、指導に従わない場合、名簿から削除する等の処分規定を追記改訂等）。規程改定案作成のため、他県士会ぱあとなあ規程の収集を行い、それをもとに、別紙1.2の通り規程改定案を作成した。

⇒上記内容を三役が参加者に説明。規程改定案について参加者に意見を求める。

(リーガル吉留氏) ①のような登録員に対し、リーガルに、家裁から辞任促しの要請があった。リーガルから追加選任の希望も家裁へ要請したケースもある。

(運営委員より)

- ・事実を積み重ねることが、必要。処分するにあたり、冷静な対応が必要である。
- ・登録員の苦情内容及び組織の対応してきた内容について、客観性を担保する必要がある。
- ・件数を短時間で受任させたコーディネートの在り方にも課題がある。

#### 結論

- ・別紙1規程改正案について運営委員で共有。改定案内容について追記、修正する必要があると共有

#### 2. 必須登録員研修 7月29日 担当：古澤

※今年度は、倫理綱領、行動規範について準備をしている。

登録員の苦情や後見人の交代希望が数件あり、その点にも触れていく

220名の参加申し込みあり、リーガルサポート吉留 亨氏にアドバイザー依頼。

※倫理綱領と行動規範の資料あり。事例あり

※事例の課題分析ではなく、倫理綱領にあてはめて自身の後見業務の振り返り

#### 【その他】

- ・多数受任・75歳以上の登録員への件数制限について  
別紙3（25件以上の多数受任者14名からのヒアリング情報）の内容を共有。  
（運営委員より）
- ・多数受任を制限することに反対である
- ・多数受任・75歳以上の登録員への受任件数の制限の根拠を示していく。
- ・多数受任しているから問題が生じているわけではない。
- ・他県の状況、また、多数受任していない登録員からの意見徴収も必要。
- ・よく検討し、どこかで制限等は、かけないといけない。⇒件数制限の検討については後日、行うことに。

## 2023年度 第4回 ばあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2023年8月17日(木) 16:30~18:30 ZOOM ID 854 4599 6658 パスコード 01234

◆ 出席 [委員長] 古澤 [副委員長] 四ノ宮、石橋 安藤 浅見（17時より） 飯田 越後谷  
岡元 大浦 小川知 木岡 朽名 長尾 長友 堀越 吉田 千葉 遠坂 武藤 大島 助川

◆ 欠席 太田 倉下 記録 安藤

#### 【報告事項・協議事項】

##### 1. 報告事項（委員長、副委員長）

①県社協 裁判所ごとの市町村、中核機関、三士会との意見交換会 アドバイザー派遣

9/21 佐原⇒根本 優子 10/13 八日市場⇒白井 正和 9/29 一宮⇒遠坂 貴志

9/05 館山⇒遠坂 貴志 10/19 木更津⇒梶原 幸夫 10/11 本庁⇒石橋 大輔

9/13 市川⇒吉武 美樹 9/20 松戸⇒古澤 肇 10/10 堀越 広喜

※打合せ8月31日(木)19:30~21:00 ZOOM ID 899 9900 1937 パスコード 01234

※今後、各市町村、中核機関の委員等へ派遣している方の意見交換会もばあとなあ内部で実施。

②市原市市民後見人養成講座 市原市社会福祉協議会（講師調整中ほか）

⇒10/28 市民後見概論GW 1コマ 11/18 対人援助技術、意思決定支援GW 2コマ

③我孫子市成年後見制度利用促進審議会委員 千葉あき枝氏

④安房地域権利擁護センター運営委員会 運営委員 川名 真啓氏

⇒ばあとなあの登録員ではない方の推薦依頼あり、準登録員になっていただくよう依頼

⑤現在、事務局の業務整理をしている。会の三役会とも合同の会議8月10日に実施。

⑥国の報酬についてのありかたについて 今後の方向性 2025年より

(1)報告書の書式変更 (2)身上保護の評価 (3)財産管理事務の一部見直し (4)予測可能性の確保

⑦苦情相談 継続1件 某市役所より登録員の苦情相談 関係機関からの後見人の交代希望

⇒登録員と委員長、副委員長、立ち合い人を入れて、面談を8月2日に実施。

#### 協議事項

①規程類の改正 ※助言、指導に従わない場合の対応、登録名簿からの削除。



※別紙参照 次回の理事会 8 月 27 日でも議論し、11 月 5 日の理事会での改正を目指す。

会の苦情受付、倫理委員会との兼ね合いも整理。外部理事の中村弁護士、吉留司法書士にもリーガルチェック、コメントをいただく。また、登録員の高齢化問題 (76 歳以上の新規案件を控える)、多数受任 (30 件上限、自薦を除く) については、別途、リスクマネジメントの視点を入れて引き続き検討していく

⇒9 月中に多数受任者のご意見をいただく場も検討。独立型社会福祉士の集まりの活用も検討

## 2. コーディネート部会 (四ノ宮)

### ①8 月より新たなコーディネーターでの業務スタート

⇒どこキャビの使用方法などフォローや注意が必要

### ②受任がまだ浅い方は、原則 1 ヶ月 1 件までとする。→部会長、委員長と相談

### ③家裁や自治体へお断りするケースも増加している。人員の問題とケースの問題あり。

### ④事務局の追加業務として、推薦書類の発送業務を依頼

⇒候補者決定入力後→事務局から推薦依頼書を推薦候補者へ郵送業務

### ⑤コーディネート部会会議を 9 月開催に予定

### ⑥受任アンケート名簿更新 (必須登録員研修アンケート) を受任アンケートに反映→松中さんに依頼

※受任アンケート (エクセル) 書式の統一をはかる→松中さんに依頼

## 3. 業務管理部会 (石橋) 8 月 15 日業務管理部会開催

### ①今後の随時報告、定期報告 原則書面提出は受理しない

### ②随時報告読込業務について⇒事務局松中さんが対応 業務管理部会 8 月読込担当 吉田

### ③電話相談・事務局 PC 支援 費用 2500⇒1000 円

2500 円は支援単価として高いため、支援濫用防止及び利用しやすさのバランスから算定

### ④12 月 22 日 15:00 勉強会開催 事務局にて 無料 (マニュアルを見て参加周知)

録画して YouTube で後日アップ 13:00~pc 入力支援

### ⑤後見事務調査票と受任アンケート

来年も引き続きグーグルフォーム若しくは・・・それに代わる IT ツールにて検討することに。

事前準備案内文の中に後見事務調査票の入力を都度搭載。

後見事務調査票・メーリングリスト・HP にアップして周知。

## 4. 報酬助成審査会 (越後谷、太田)

### ① 報酬助成 申請 1 件あり ⇒ 10 月に報酬助成審査会開催予定

### ② 受任会費について (2023 年度)

#### 1) 規程第 32 号 ばあとなあ受任会費に関する規程

(受任案件の除外)

第 5 条 第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、以下の各号の何れかに該当する案件は受任案件数から除外することができる。

(1) 家庭裁判所が決定する報酬額が年額 150,000 円に満たない案件

(2) 受任後の期間が浅く、報酬付与審判が決定されていない案件

(3) 任意後見案件で、報酬額が年額 150,000 円に満たない案件

2 前項の除外は登録員からの申請によるものとし～以下省略

## 1) 本年度除外申請の実情

- ① 規程第 5 条 1 - (1)、(3) については、除外申請書の提出が必要
- ② 規程第 5 条 (2) については、システムでの確認が可能な為、申請書不要  
[システム入力条件]「報酬付与」欄 = “報酬付与申立をしたことがない” かつ  
「報酬付与申請をしたことがない>理由」欄 = “受任後一年未満である”

## 2) 除外申請書

- ① 申請書は、7 名 16 件の提出
- ② ①の内、11 件は、規程第 5 条 1 - (2)。全件、システムで適切に入力されている
- ③ 低報酬案件の除外可否  
[可] 2 件 [不可] 3 件 ※全て、ばあとなあ千葉の報酬助成で 15 万円支給済の為

## 3) 受任会費決定通知書

- ・ 2) ②、3) ③を除外とし、集計。7 月 18 日、通知書を発送  
※通知書内に、「もし、間違いや不明な点がある場合には、8 月末日までに下記事務局にご連絡ください。」と、記載

## 4) 通知書発行後の問い合わせ 2 件あり

## 5) 4) を受けて、除外についての再確認

- ① 5)①。2021 年 2022 年は、除外対象としていた (申請書無し。事務局判断)。  
今年度については、システム入力内容で確認の上、対象は全て除外とする (該当 18 件)。  
[システム入力条件]「報酬付与」欄 = “報酬付与申立をしたことがない” かつ  
「報酬付与申請をしたことがない>理由」欄 = “受任後一年未満である” 以外
- ② 5)②。「新規受任案件で、報酬付与申立てはしたが、1 月 31 日までに報酬付与審判が決定していない」 ⇒ 新規受任案件 (規程 5 条 (2) との確認が取れた為、対応不要。

【今年度の扱い】・事務局に連絡があった方のみ除外とする

『報酬助成審査会で再度、提案し。運営委員にメールで連絡し、運営委員会で決定する』  
賛成多数で了承を得る。質問や反対意見等なし。

## 6) 今後について

- ① 8 月 17 日運営委員会報告 ②報酬助成審査会、運営委員会で確認 ③9 月上旬、受任会費決定通知書送付 ④9 月 27 日口座引落し

## 7) 次年度に向けての検討

- ① 報酬を受領する事ができず報酬付与申立てをしない案件の除外について、規程に反映
- ② システムで判断できない除外対象について、システムで判断出来る様にシステム改修依頼。  
もしくは、除外申請書提出の徹底

## 5. 研修部会 (古澤)

- ①人材育成研修 朽名、長友 36 名 第 1 回 7 月 15 日 第 2 回 9 月 2 日 第 3 回 10 月 14 日  
⇒受講生の中に課題がある。レポート、試験、面接も検討し、慎重に検討する。
- ②必須登録員研修 古澤⇒第 1 回 7 月 29 日 (土) 参加者 223 名 (内スタッフ 10 名)  
※アンケート参照 (175 名 回収率 82%) 倫理綱領、行動規範の研修は、今後も継続。  
次回、2024 年 1 月 27 日は、参集型での開催予定

③臨時研修 古澤 2023年10月22日 倫理研修 日本社会福祉士会 中田 雅章氏(岡山)

④レベルアップ(助川、越後谷、石橋、※安藤、※堀越) 10月21日(土)13:30~15:30

⇒65歳の障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

※安藤、堀越氏、今回から協力 2回目12月2日(土)内容 未定

⑤支援者のための成年後見制度の活用講座(長尾、岡元、石橋) 9月24, 25日

会場:千葉県社会福祉センター30名の募集。8月27日まで締切。40まで。

⑥千葉サポート(木岡、飯田、助川、千葉)

8月26日 居住用不動産処分 土井氏 10月28日 死後事務 高美氏

11月25日 未定 2月24日 報酬助成、関係機関との連携 四ノ宮氏

⑦弁護士との事例検討(助川 小川知 石橋) オンライン開催

11月18日 2月17日

⑧研修部会の部会員、部会長について

6. 未成年後見(長尾、岡元、石橋)

勉強会の開催 2023年8月24日 18:30~20:00 参加者現在5名

児童福祉施設から地域移行(GH利用)のケースの事例検討

参加対象:運営委員、協力員、未成年後見登録者

7. 独立型社会福祉士(浅見、安藤、助川、石橋、古澤)

独立型の集まりを検討している、トラブルが起きた時の対処方法、懇親会も予定

8. 法人後見(古澤、石橋)

担当者、施設と行政と家裁と調整し、法人受任を辞任、個人後見選任への手続きを進める

9. リスクマネジメント部会(古澤、石橋、四ノ宮)

※現在、休止中ではあるが、現在、課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問題等の検討をしていく。

10. 会計(倉下、長尾、松中)

まとめ払い 9月 各部会でまとめて部会長がまとめて、事務局松中さんへ

【その他】・登録員のしおり ⇒ホームページアップ

【次回 運営委員会】※次回 2023年10月26日(木)16:30~18:30 対面で開催

一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程(案)について(石橋から説明)

- ・「『登録員の義務違反』⇒『登録員の義務の違反』にしたほうがいいのでは」  
「すべて無くなることになる前に、一件だけどうにかできたほうがいいのではないか」
- ・「第8条第5項の『理事会の承認』はなくていいならいらぬ」
- ・「第8条第5項の『理事会の承認』は残した方がいい」
- ・「異議が正当と認められ、削除が撤回される場合には、当該登録員に伝えるだけでなく、会として当該登録員の信用回復に努めるべき」の文言を入れた方がよい。
- ・「第8条第3項の『決議は、運営委員会に出席した過半数の賛成』、もう少し厳しくてもいいのでは」
- ・「3回のカウントの仕方、運用上注意する必要がある」
- ・「日本では『三審(振)制』が広く一般的に用いられている」

- ・「あまり詳細にしすぎると、登録規程というより削除規程のようになってしまう。全部登録規程に内包するのではなく、別途ガイドライン等で示すのがよいのでは」
- ・「何が義務なのか、具体的に提示し、記録の管理も重要」
- ・登録員の義務については、「第 10 条に明示している。『倫理綱領・行動規範』に則って活動できているか、違反していないか」、具体的には、「報告書の締め切り」等も含む。
- ・「この規程は、採りよう、解釈の仕方次第で運用できてしまうのではと心配」  
「『倫理綱領・行動規範』に則り、主観的な判断や運用をしないようにしていかななくてはならない」
- ・「リスクマネジメント部会だけでなく、第三者委員会等の別組織の設立等も検討すべきでは」
- ・「第三者の必要性も今後検討したい」
- ・「何重にもガードすべき。第 8 条第 5 項の『理事会の承認』は必要だと考える」
- ・「リスクマネジメント部会をやるなら、他者推薦でメンバーを募ったらいい」
- ・「他県の規程を集めて、検討している。神奈川は、苦情に焦点を当てている、大阪は、指導、助言に従わないことに焦点を当てている。他県のばあとなあ規程も参考にしてすすめていきたい。」
- ・3 日以内に、リスクマネジメント、規程改正検討メンバー、推薦したい人を古澤・四ノ宮・石橋に連絡。

**【承認事項】** なし

**【添付資料】** 名簿登録規程改正（案）

⇒今回は、理事会内で意見交換を求め、次回以降の理事会で承認を検討しています。

## 一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程（案）

規程第22号

<制定> 平成25年7月20日

改正 平成25年11月16日

改正 平成27年11月28日

改正 令和2年3月22日

改正 令和2年11月8日

最新改正 令和3年2月1日

（目的）

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）権利擁護センターばあとなあ千葉（以下、「ばあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ばあとなあ千葉運営規程第3条第1項第4号から第8号の事業の実施について必要な事項を定める。

（ばあとなあ名簿への登録）

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人候補者名簿（以下、「ばあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ばあとなあ千葉運営規程第2条第2項に定める「登録員」とする。

（1）所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者

（2）所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者

（3）所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了

（4）未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ばあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ばあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規定第3条1項6号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第1項の「登録員」とする。

4 本会が、運営規定第3条1項5号の事業（以下、「法人未成年後見」と言う。）の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者とする。

5 本会は、前項に規定するばあとなあ名簿への登録および更新に際し、必要な研修の受講、およびばあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

(ばあとなあ名簿登録事項)

第3条 本会は、ばあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1) 申請者の氏名、生年月日、住所

(2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。  
この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であるときを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から抹消する。

2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

(1) 本会の正会員資格を喪失した者

(2) ばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者

(3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者

(5) 第10条に定める登録員の義務の違反があり、本会の指導・督促に応じない者

2 前項1項5号につき、3回以上の義務の違反があった者を対象とする

3 本会は登録削除に先立ち、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、申請があった際、当該登録員の意見を聞かなければならない。

4 当該登録員は、前項の通知到達後2週間以内に意見を述べることができる。

5 本会は、前項の期間経過後、登録削除の審議を行う。審議は、運営委員会にて、過半数の賛成でこれを決する。

6 前項の結果、登録削除となった者に対し、登録削除の通知を行う。

7 登録削除となった者は、前項の通知到達後2週間以内に異議申し立てをすることができる

8 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは、運営委員会の決議、

理事会の承認を経て、登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知するとともに、本会として、当該登録員の信用回復に努める

- 9 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

#### (再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

- 2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿及び再追記登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

#### (ばあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿及び再追記名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

- 2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

#### (審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のばあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

- 2 審査は、原則として4月3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。決議は、運営委員会にて、過半数の賛成で、これを決する。

- (1) 千葉県社会福祉士会会費およびばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の納入状況
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況
- (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況
- (4) 過去のばあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無およびその事情
- (5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況
- (6) 第10条に定める登録員の義務の違反の状況

- 4 前項3項6号につき、3回以上の義務の違反があった者を対象とする
- 5 審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 6 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。
- 7 審査の結果、登録、更新を認められなかった者は、前項の通知到達後2週間以内に異議申し立てができる。
- 8 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは、登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

#### (他県登録員の移動)

- 第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。
- 2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

#### (登録員の義務)

- 第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。
- 2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
    - (1) 第11条に定める活動報告を行うこと
    - (2) ばあとなあ保険に加入すること
    - (3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること
      - －本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること
      - －その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと
      - －これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める
    - (4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
    - (5) 本会およびばあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力することに従い、その内容を実行すること。
    - (6) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。
    - (7) 成年後見活動で生じた事故及び事件は、本会に直ちに報告するとともに、誠意をもって対応すること



3 名簿追記登録者は、前項に加え、ぱあとなあ保険（Eプラン・未成年後見業務）等に加入しなければならない。

#### （活動報告）

第 11 条 登録員は、本会に対して年 1 回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に行う。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。

- （1）定期報告以外の報告が必要と認められるとき
- （2）後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
- （3）後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき
- （4）任意後見契約を締結したとき
- （5）任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）

3 前 2 項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

#### （登録員に対する支援）

第 12 条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。

- 2 本会は、第 11 条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。
- 3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および 1 年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。
- 4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

#### （名簿の管理と活用）

第 13 条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。

2 本会は、ぱあとなあ千葉運営規程第 3 条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へぱあとなあ名簿を提出することができる。

- （1）管轄する家庭裁判所
- （2）日本会
- （3）成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項（1）および（2）に規定する機関へ報告することができる。

（改廃）

第 14 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

（研修実施の留保）

2 第 2 条第 1 項第 3 号の研修（成年後見人養成研修・都道府県研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。

3 第 7 条第 3 項の研修（更新研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 2 条第 1 項第 3 号の研修（成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修）については、平成 27 年度は実施しない。

3 第 7 条第 3 項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和 3 年 2 月 1 日から適用する

【添付資料】

- ① 刑事司法ソーシャルワークの実務（ハイブリッド研修）基礎編のアンケート
- ② 第1回 学習会の報告書
- ③ 日本司法福祉学会 企画分科会資料

【報告事項】

- ① 刑事ソーシャルワークの実務（基礎編）が7月22日・23日に行われました。受講生46名でアンケートにありますように好評のうちに終了いたしました。応用編は10月7日・8日に行われます。
- ② 第1回学習会（ZOOM研修）を8月19日に行いました。内容は添付資料にありますのでご覧ください。
- ③ 10月1日 日本司法福祉学会 企画分科会に司法福祉委員の寺崎丈春さんが参加することになりました。  
寺崎さんには刑事司法ソーシャルワークの実践（基礎編）の演習で更生支援計画書の作成講義をして頂きました。また、第1回学習会の講師としても大変好評でした。

【理事会決議・承認依頼事項】

10月1日の日本司法福祉学会の分科会に当会司法福祉委員として発表される寺崎さんの交通費（東京～大阪）を承認して頂きたい。



## 2023年度 千葉県社会福祉士会司法福祉委員会 刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会の研修にご参加いただき、誠に有難うございます。2日間の研修、大変お疲れさまでした。

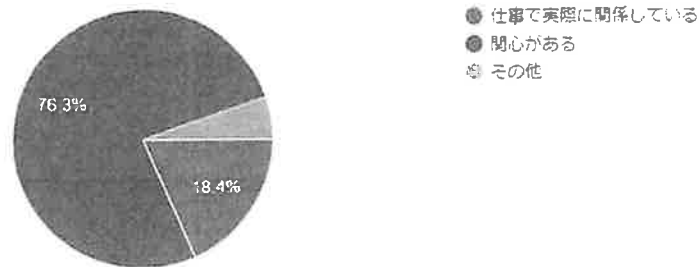
さて、受講していただきました皆さまからの貴重なご意見を、今後の参考とさせていただきますので、ぜひともアンケートにご協力ください。

基礎編2日目の終了後（7月23日）から7月31日（月）まで、アンケートを受付いたします。  
どうぞ宜しくお願い致します。

### ①この講座に参加した理由

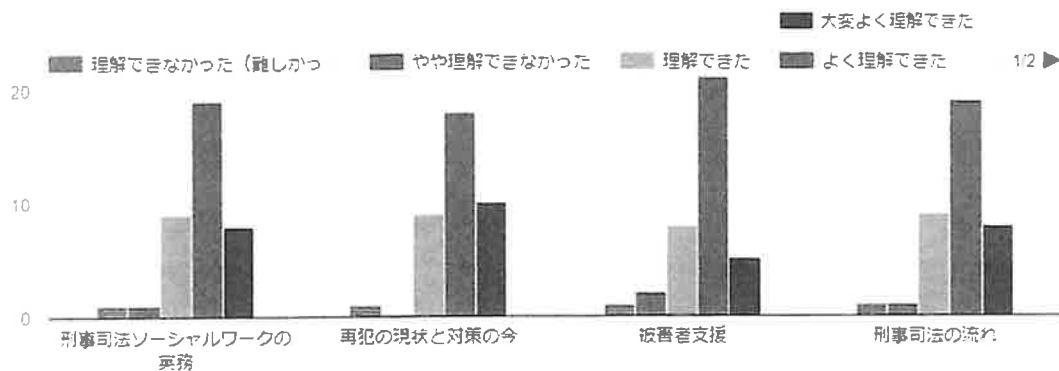
📄 コピー

38 件の回答



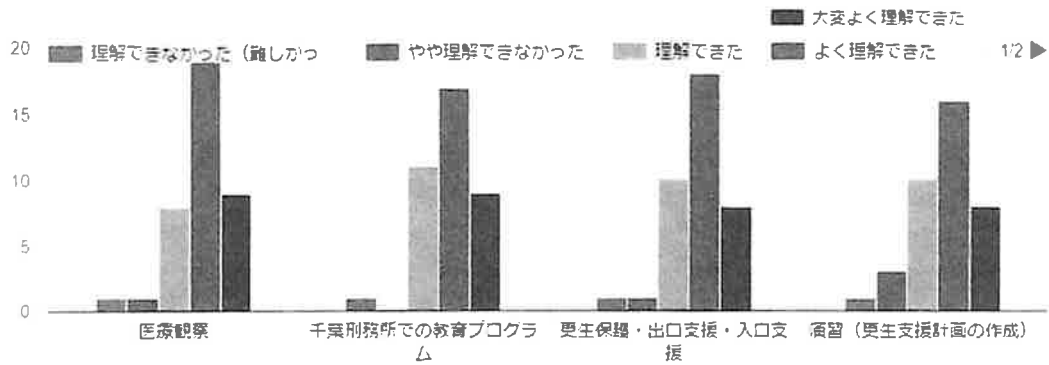
### ②研修内容について（1日目）

📄 コピー



2023 年度刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編アンケート

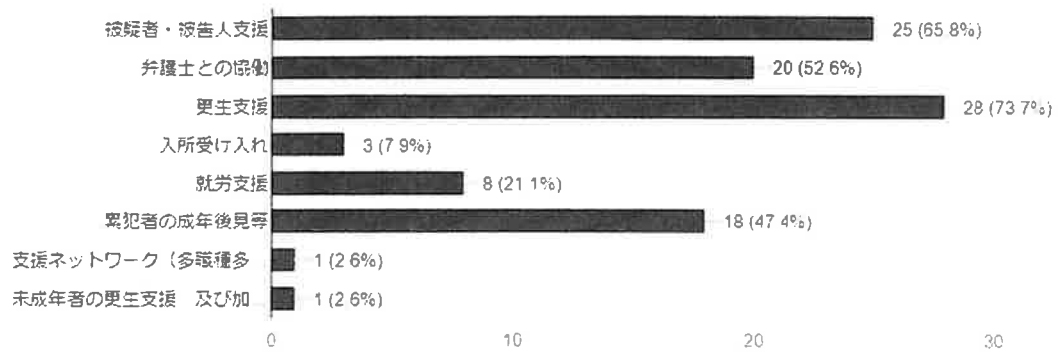
③ 研修内容について（2日目）



④ あなたが関心がある刑事司法福祉について



38 件の回答



⑤ 今回の研修（ハイブリッド形式）に対するご意見や、司法福祉に関する感想等をお書きください。

30 件の回答

大変よくわかりました。今後ともよろしく願います。

研修ありがとうございました。理解が深まりました。2日目の更生保護の講義が早口すぎて理解が追いつかず残念でした。

木下先生の講義がとてよかったです。

ハイブリッドは遅くとも興味のある研修に参加できるのでありがたいです。応用編も参加いたします。よろしく願います。

始めは会場にて参加すると申しながら、zoomでの参加となり、大変ご迷惑おかけしましたが、体調が思わしくなかったので、助かりました。感謝いたします。

2日間大変お世話になりました。初めて刑事司法ソーシャルワークに触れ、多くの専門家の講義を受ける機会を得ることができて大変学びになりました。グループワークも充実した時間になりました。ありがとうございました。

## 2023年度刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編アンケート

会場とオンラインへの質問がきこえなかったり、スライドの問題だったり改善されるとよいなと感じました

以前から関心のある分野でした。とてもわかりやすく、勉強になりました。  
ありがとうございました。

Zoomでの開催で参加することができました。ぜひ、またハイブリッドでの開催をお願いしたいです。司法福祉の全体の流れを知ることができ、長年のもやもやが晴れたところがあります。さらに研鑽を積もうという気持ちになりました。

別領域の研修でありましたが、同じ社会福祉士として活躍されている方がいることや、日頃ニュースでこれは誰かが支えなくてはいけないと感じることもあったので、SWが関り実際支援していることを学べたので良かったです。GWでも色々話が出来て意見も様々でした。今回の研修に参加して学びが多く視野が広がったと思います。応用編で申し込みをしていなかったのが残念です。ありがとうございました。

Zoomで開催することにより、他県の方とお話できて良かったです。もう少し情報交換してみたかったです。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

講義ありがとうございました。5年前に社会福祉士を取得したのですが、その時学んだ医療観察や更生保護の内容とだいぶ変わっていました。専門職として日々研鑽が必要なのが実感されました。家庭裁判所につとめており、司法と福祉の協働は必須と実感しております。たいへん興味深い分野で応用編も楽しみにしております。

時折音声不鮮明だった。大変参考になり、勉強させて頂き有難うございました。  
酷暑のなかZoomで参加でき、幸運だった。

今回ハイブリッド形式で開催していただき参加することができました。ありがとうございます。所属の県福祉士会とは違った雰囲気でもた他府県の支援の実情を聞くことができ大変有意義な研修でした。講義で紹介されました司法福祉の支援と所属の県福祉士会の支援の比較等、研鑽に務め、司法ソーシャルワークに携わっていけるようになりたいと感じました。

この度は参加させていただきありがとうございました。初めてのズーム使用でしたが問題なく参加することが出来ました。(途中退席して申し訳ありません)、基礎編を受講して感じた事ですが、社会問題の増加に伴い薬物事犯の方が多くなっていると思います。芸能人の方々が、つらさがあって使用に至ったのに、司法で処罰され、社会的にも処罰され行き場がなくなるケースをニュースで拝見するたびに胸が痛みます。罪は犯してしまったかもしれませんが、本気で更生を望み社会に復帰できる方が沢山いらっしゃると思いますので、そのような方々のお力になればと思います。講義内容は、講師の方々の熱意が伝わり、非常に理解しやすく参加させていただきました。貴重なお時間をありがとうございました。

神奈川県から参加させていただきました。成年後見活動を行っておりますが、保護観察所等との連携ケースが、まわりで最近よく聞かれる状況があり、今回の研修で勉強させていただきました。本来ならば、会場に出向き、受講したいところでしたが、体力のない方々の支援をしているため、今なお集合という状況に自分の身をおかないよう心掛けております。(コロナ罹患回避のため)なので、ハイブリッド形式での研修は大変ありがたいです。  
千葉県、愛知県、新潟県等々、グループワークでは楽しくお話させていただき、地域特有の支援等を伺い、とても視野が広がったように感じております。

## 2023 年度刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編アンケート

次回の研修も参加させていただきたいと思います。  
講師陣や場所、環境の確保等、事務局の皆様は大変かと思います。  
暑い日が続きますが、ご自愛の上ご健勝くださいませ。

ありがとうございました。

認定社会福祉士の地域福祉・多文化共生分野においては、地域の実情を把握し、地域の実情に即した社会資源の開発を行うための集合研修も大切ですが、今回のハイブリッド形式もまた、全国的な動向やさまざまな地域の実情、そこで実践する社会福祉士の考え方を学び吸収し自分自身のフィールドで活かす上では大変意義深い研修形式だと思っています。本日は本当にありがとうございました。

参加者同士コミュニケーションを図る為に事例検討の時間内で討議を通して関心させられることが多く、専門職相互のネットワークが広がれば良いなと思いました。本日はzoom入室に大変ご迷惑をおかけしました。進行運営とても良かったです。お疲れ様でした。

再犯を繰り返す方に何らかの障害をお持ちの方が多く、出所後の支援の不足が社会問題になっていることは知っていたが、現状を学ぶ機会となつてよかった。刑事裁判のビデオ内で、弁護士の「罪を憎んで人を憎まず」的発言、福祉職と同じ目線に立ってくださっていることに感銘を受けた。医療観察入院中のプログラム内容や刑務所内の教育プログラム内容の具体を知ることができ勉強になった。被害者支援では「CVS・ちさと」等、首段の相談案件の参考にさせていただきそうな資源を増やすことができた。「更生支援計画」を立てるにあたって、もっと社会資源を知る必要があると実感した。できれば一人でなく多くの仲間と一緒に関わっていきたくと思った。

研修担当者様

とても充実した内容の研修会でした。参加させていただきありがとうございました。

仕事の関係で休日しか受講時間が取れない、でも休日は家庭の事情で長時間に渡り家を空けることはできないという状況下において、オンラインで講習を受けられたことは大変良かったです。また県外の専門職の方々と交流を図れることはそうないため、大変貴重な機会をいただけたと思っております。業務の関係上、司法業の方と関わる機会はあるのですが、司法福祉という分野まで踏み込むことはありませんでした。興味はありつつも...という状況下で講習を受ける機会をいただけたことが大変嬉しかったです。想像していたよりもずっと多くの専門職の方々が社会復帰と地域定着に関わっていることがわかり、また様々な改革や制度があることがわかって貴重な学びの場となりました。2日間、どうもありがとうございました。

オンラインで受講したが、会場の状況が見えると良かった。

システムに不慣れなため相談しながら参加できると心強いと感じた。遠方から参加されている人とグループワークできたのは魅力的だった。

以前から関心を持っていた分野で、受講できる機会をいただきありがとうございます。  
司法、医療、福祉それぞれの専門領域での取り組み、現状、今後の課題など、行政資料や事例など提示していただき、理解を深めさせていただきました。できれば集合研修にも参加させていただきたいと思いますが、今回はオンラインで参加させていただきました。専門研修も学ばせていただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

研修用の資料を印刷する事が割と大変でした。レジユメをお金を出してもいいので買わせてほしかったです。

## 2023年度刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編アンケート

講義時間がやや長い（1時間程度を希望。それ以上長い場合は休憩を5分程度入れてほしい）。グループワークがあって良かったと思う。様々な業種の方と討議できて、大変参考になった。私の居住する地域の社会福祉士会ではこういった研修会が行われていないので、今後もハイブリッド形式で実施をお願いしたい。また、勤務先でもこういった研修会があることを紹介したい。更生保護に対して、私自身、親族からも批判的な意見がある。なかなか理解が進まない中、私自身にできる支援策を今後も実施、また模索しつつ前進したいと思っている。

刑務所での処遇が変わりつつあるということ、また罪を犯した人への支援もトータルなものに変わりつつあり、さらに心理面の科学的知見や過去の経験をもとに、しっかり積み上げられたものであるということに大変感銘を受けました。自分も地域で何かできることはないか、模索していきたいと思います。受講させていただき、ありがとうございました。

講師陣や研修内容等、とても充実しており、大変有意義な時間となりました。司法福祉分野の研修で、これだけ充実した内容のものはなかなかないと思いますので、この度参加できてとても良かったと思います。ありがとうございました。

色々調べていく中で、加害者家族の支援はどのようなものがあるか又は必要なのか…。事件を起こした本人よりも家族等関係者までもが社会的に叩かれる現状は支援の対象として見ても良いと思われる。

次回も楽しみです



## 第 1 回学習会

令和 5 年 8 月 19 日 (土) 10:00～11:40 ZOOM 開催

参加者：宮下朱実、宮崎淳子、寺崎丈春、大浦明美、吉田愛子、服部明、野村充津子  
山本誠一、小川春雄、小川知美 (計 10 名) 記録：小川知美

**テーマ：更生支援計画書の作成事例 (企画担当：宮崎淳子・大浦明美)**

### 1) 講師：寺崎丈春氏 自己紹介

#### 2) 事例発表 (3 部構成)

##### ①第 1 部 (入口支援)

- ・司法福祉委員からマッチングの依頼電話が入る。
- ・依頼内容の確認 (生活保護の申請、定住先の斡旋、厚生年金の受給申請)
- ・初回面会で行った事  
(支援介入と報酬に関する同意、事件の経緯や状況確認、現在の財産や住所の確認、釈放されたどうしたいのかをヒアリング、更生支援実施計画書の内容を打ち合わせ)

- ・「再犯防止・現実的な計画」を重視した計画書の作成
- ・執行猶予判決となった決め手は、「上申書」と「更生支援計画書」
- ・入口支援のポイント

「分からないことは何でも聞く」「初動はスピード勝負」「更生支援計画書は具体的&現実的に」

##### ②第 2 部 (出口支援)

- ・釈放後：生活保護課で申請→無料定額宿泊所申し込み→社協の貸付制度利用→無料定額宿泊所へ
- ・関係機関との役割分担の共有、徹底
- ・刑事司法ソーシャルワーカーとしての役割は、この時点で終了
- ・出口支援のポイント

「事前相談や調査をしておく」「対象者と日常的に関わりをもつ (一定の距離を保ちながら)」「支援の流れ、分担を明確にして随時共有する」

##### ③第 3 部 (その後) ※刑事司法ソーシャルワーカーとしての役割は終了だが。

- ・無料定額宿泊所を退所してからの部屋探し
- ・障害年金受給に伴い、生活保護は廃止となる
- ・一般住宅へ転居する

\* 現在も友人として、たまに連絡をとっている \*

< 質疑応答 >

Q 「刑事司法ソーシャルワーカーとしての役割の範疇は？」

A 実際に役割を越えるような支援 (食事をする) はあった。本人の成育歴などからも、関り

が必要ではないか、と判断した。

Q「年金内で家賃、生活費を賄えたのか」

A年金内でやりくりは出来た。

感想：「スマホのラインを使っただけの本人とのやり取りが、参考になった」

・「社会福祉士の根性がみえた」

・「バランスよく支援できている」「入り過ぎず離れ過ぎず、の関りが参考になった」

Q「普段、後見人として従事しているので、どうしても相手を「障害のある人」という詮索をしてしまうが、その点はどうだったか」

Aそのような事はなかった。本人の「特性」として見極めることはある。

感想：「コーディネートが良かったと思う」「対象者の今後のサポートも出来たら良いかも」

・「1件マッチングを行ったことがある。今回の学習会で、親族から報酬を徴収できることを初めて知った。参考になった」

Q「弁護士から、どこまで本人の情報を教えてもらえたのか」

A事前に弁護士に確認することを準備していたので、情報は得られた。

次回学習会（10月21日）「非行少年について」はどうか。

→このテーマで講師依頼をする予定

以上（文責：小川知美）

# 日本司法福祉学会第 23 回全国大会「2023 おおさか大会」案内

---

## 大会テーマ

「こどものための福祉と司法～こどもの最善の利益とは」

## 日時

2023 年 9 月 30 日(土)～10 月 1 日(日)

## 会場

関西福祉科学大学

〒582-0026 大阪府柏原市旭ヶ丘 3-11-1

会場までのアクセス:近鉄河内国分(関西福祉科学大学前)駅から徒歩 12 分

アクセスマップ(関西福祉科学大学)

会場までは公共交通機関をご利用ください。公共交通機関の利用が困難な方は事務局長篠原拓弥までご相談ください。

## 参加申込みの方法

### 1. こくちーずで登録

事前申込みは会員のみです。

事前申込期間:2023 年 8 月 7 日(月)～2023 年 9 月 1 日(金) ※申込みの際には、

こくちーずに登録が必要です(無料)。無料イベントと記載されていますが、参加費、懇親会費は必要です <https://www.kokuchpro.com/event/0c6a5c31adf2add0802c57c057f30582/>

### 2. こくちーず登録後、参加費等の振込先をメールで送付いたします

### 3. 振込先に参加費等をお振込みください(9 月 8 日(金)まで)

## 参加費

- 事前申込み(会員のみ): 4,000 円
- 当日申込み(当日受付にてお支払いください。)
  - 会員: 5,000 円
  - 非会員: 6,000 円
- 企画分科会[10 月 1 日(日)午後の部(13:00～15:30)]

会場	企画者	題目
分科会 6 D2-402	松村 歌子 (関西福祉科学大学)	被害者・加害者双方の視点から再被害・再加害防止のあり方を考える～DV 防止法の 2023 改正を踏まえて
分科会 7 D2-404	齋藤 知子 (帝京平成大学)	児童虐待事例について裁判記録等を用いて事例研究を実施した人材育成
分科会 8 D2-405	大貝 葵 (金沢大学)	特定少年に対する支援
分科会 9 D2-501	市川 岳仁 (三重ダルク、立命館大学大学院)	支援という営みの中にあるポジションナリティ—— 誰が支援者で、当事者なのか——
分科会 10 D2-503	水藤 昌彦 (山口県立大学)	地域生活定着支援センターによる 被疑者等支援業務の現状と課題 : 従来からの「入口支援」との関係に着目して
<b>分科会 11 D2-604</b>	<b>大浦 明美 (大浦事務所)</b>	<b>社会福祉士会における刑事司法福祉の 活動・更生支援計画書から見える協働のかたち</b>

## 社会福祉士会における刑事司法福祉の活動

### ・更生支援計画書から見える協働のかたち

企画者：大浦明美（一般社団法人大浦事務所、認定社会福祉士）

話題提供者：吉岡孝二（広島県社会福祉士会司法福祉委員会）

**寺崎丈春（千葉県社会福祉士会司法福祉委員会）**

嶽崎貴史（岡山県社会福祉士会リーガルソーシャルワーク委員会）

#### 1. 企画趣旨

令和5年3月に法務省矯正局から刑事施設における更生支援計画書の活用について刑事施設へ通知が出された。それによると「更生支援計画書は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護士からの依頼を受けて作成する書面であり、(略) 今後、計画書を再犯防止の推進に活用すること。」と明記されている。このことは、刑務所出所の出口支援は重要であるとしながらも被疑者・被告人の段階で福祉につなぐという入口支援の対応が強く求められていて、弁護士からの依頼で更生支援計画書を作成してきた社会福祉士の活動実績が認められたことをも意味する。

入口支援では、担当社会福祉士が係る本人（対象者）とは、被疑者・被告人である高齢者や障害者である。支援の最初に、担当社会福祉士は本人から福祉的支援を受けることへの同意を得る。それから、本人との接見や弁護士及び家族等からの話しにより、本人の障害の程度や診断、生育歴、生活環境、犯罪時の状況等の情報を把握し、関係者会議を重ね本人に対する具体的かつ実践可能な更生支援計画書を作成する。これらの一連の流れにおいて、担当社会福祉士は、本人を福祉関係機関と結びつける仲介機能と必要な社会資源を利用可能にするケアマネジメント機能が求められる。またストレングスの視点とバイステックの7つの原則等を活用した本人の「その人らしさ」への支援として、代弁機能と調停機能を発揮することになる。担当社会福祉士は、弁護士や司法機関や福祉関係機関との接点において、その時々でソーシャルワーカーの倫理的ジレンマを感じることもあるだろう。

そのような状況を踏まえて、本分科会では入口支援について実践と研究の蓄積がある3つの県社会福祉士会に焦点を当て、刑事司法福祉の活動として社会福祉士会と弁護士会との連携協定等の取り組みや活動を報告する。そして社会福祉士が作成した更生支援計画書から見える支援者の協働のかたちについて事例を挙げて社会福祉士の視点から現状の課題を含み考察する。なお、本報告の事例では加筆等により倫理的配慮を図っている。

## 2. 発言要旨

### (1) 広島県社会福祉士会「司法福祉委員会」の取組み 吉岡 孝二

近年、再犯防止は社会的な課題として関心が高まり、各市町において再犯防止推進計画が策定されている。広島県社会福祉士会でもこれらの課題を認識して司法福祉委員会を立ち上げ、罪に問われた人への福祉的支援を実践するため、広島弁護士会との協議を開始した。話し合いでは対象者の多様性を認識し、途中から広島県精神保健福祉士協会が加わり、勉強会や協議は数年に及んだ。

2023年9月、広島県社会福祉士会は広島弁護士会、広島県精神保健福祉士協会との三者で協定を締結した。内容は、起訴猶予（不起訴）や執行猶予となる成人や保護観察が付される少年などに対して、社会福祉士および精神保健福祉士が社会復帰支援をする仕組みである。今回、仕組みを検討する試行段階で経験した一事例に加え、協定締結に至る当委員会の取組みを報告する。

### (2) 千葉県社会福祉士会「司法福祉委員会」の取組み 寺崎 丈春

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では刑事司法ソーシャルワーカー養成講座として基礎編と応用編を毎年開催している。この研修を終了して登録した刑事司法ソーシャルワーカーに対して、同会によるマッチング支援事業を2017年より実施している。

司法福祉連携としては、定期的で開催される司法福祉連携協議会において事例検討や報告を重ね、現在では千葉県弁護士会と千葉県社会福祉士会との間で司法福祉の支援連携についての協定締結にむけた調整を行っている。今回、千葉県社会福祉士会司法福祉委員会が取り組んでいる刑事司法ソーシャルワーカーの養成からマッチング支援事業の概要と実績を報告するとともに、事例を交え一連の流れから見えてくる連携の重要性と今後の課題等について報告する。

### (3) 「司法福祉連携岡山モデル」の取組み 嶽崎 貴史

岡山県社会福祉士会では障害者や高齢者など福祉的支援が必要な方が、被疑者・被告人になった場合においても、社会復帰し地域定着が図って行けるよう支援するという目的のもとに、岡山弁護士会と協議を重ね、2017年3月に両会において締結を結び、「司法福祉連携岡山モデル」の活動が正式にスタートした。具体的には担当弁護士からの支援依頼を受け、更生支援計画の作成や関係機関との連絡調整等、更生支援に係る個別支援を行っている。また、司法福祉連携を図る為保護観察所や地域生活定着支援センター、精神科医療機関等、関係機関にも働きかけ、情報交換や研修の場を設けている。

支援依頼は当初年間10数件だったものが、2021年度には35件、2022年度には32件、今年度は現在までに16件と年々増加傾向にある。累計131件の案件に対応してきた中で見えてきた傾向や課題、ニーズに対応すべく行っている当会において行っている取組について事例をもとに報告する。

【添付資料】



なし

【実施済み報告事項】

＜被災地支援活動を紹介する動画の制作と公開＞

- ・8月4日(金) YouTubeにUP
- ・今後の協力員登録更新、災害研修、問い合わせ対応等で利用する
- ・URL ⇒ <https://youtu.be/HrcJdLgFTA4>



<p>ソーシャルワーカーが取り組む <b>被災地支援活動</b> 千葉県社会福祉士会</p>	<p><b>生活上の支障</b></p> <p>被災地、被災者が 直面する</p>
<p>私たちは 被災地、被災者を 放っておけないので す！</p> 	<p>千葉県社会福祉士会の被災地支援活動</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 規程第19号 大規模災害対応ガイドライン</li><li>2. 被災地支援活動の基本方針</li><li>3. 災害対策委員会</li><li>4. 被災地支援活動協力員</li><li>5. 活動費の補助</li><li>6. 被災地支援活動の実際</li><li>7. 日常の活動</li></ol> <p>7つのポイントに沿って説明します</p> 

＜災害復興支援士業ネットワークの活動＞

- ・日時:7月19日(水)
- ・千葉県開催「災害救助法担当市町村職員会議」において、ネットワーク代表永田弁護士(千葉県弁護士会)が、千葉県社会福祉士会を含む所属団体の特色等を報告。

【予定事業報告事項】

＜九都県市合同防災訓練(千葉県会場)＞

- ・日時:9月2日(土)10時~13時
- ・会場:我孫子市川村学園女子大学
- ・参加:1名